

人材紹介基本契約書より抜粋

第6条（返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の80%

入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の10%